

十九世紀から二十世紀  
星野 修

ドイツにおける政治と宗教

はじめに――問題の限定――

ピーター・バーガーの世俗化論に一石を投じた著作『聖なる天蓋』は、世俗化されたアメリカ社会で、多数の宗教団体が競い合う状況を「宗教市場論」として描きましたことでもよく知られています。人類の歴史を通じて、宗教は長く個人と集団の生活を究極的に正当化する独占事業として存在してきたわけですが、今日の世俗化され多元主義的な価値観の状況の下では、宗教的伝統はもはや「威信をもつて強制する」ことはできず、買うこ

とを強制されていない顧客に売り込まざるをえない。そして競合する宗教団体は、自由企業として宗教的伝統、つまり教義ですが、それを商品として、しかも「消費者の需要動向に応じてその製品を手直しし、市場において売り込む」。バーガーは、このように申しております。

宗教の現状を、宗教的市場における宗教商品の売買として描きだすバーガーの議論は、おそらく政教分離原則の下で、さまざまな宗教が競い合うアメリカの状況を的確にとらえたものといえるかと思います。またこうした現状において、国家の宗教に対する関係を「市場秩序の

維持」つまり宗教的自由企業という競争者たちの秩序を公平に維持する役割に限定していることも、政教分離原則の下での政教関係の自由市場論的解釈として興味深いものがあります。

アメリカ的宗教市場は、ネロをもコンスタンティヌスをも退ける、自由なる国家における政教関係の一つの規範的なモデルを提示していると私には思われます。無論、ただし宗教を経済と同列に論ずることは妥当なのか、その当否は別としての話です。実際アメリカにおいて、バーガーが宗教を経済的市場のアナロジーでとらえることには、アメリカにおいては宗教が非常に世俗化しており、教会自身が高度に世俗化しているがゆえに、市場経済に合わせた行動をとっているという現状も多分あるのではないかと思います。すなわち、大衆伝道の仕方、それからダイレクトメールといった、まさに市場の顧客を狙つたようななかたちでの宗教活動が展開されている現状の反映でもあるとはいえると思います。

それに対しまして、本日報告するところのドイツの政教関係は、アメリカの宗教市場とは著しいコントラスト

をなしております。教会は、公教会的諸権利を大幅に認められ、国家によって厚く保護された状態にあり、また財務官庁を通じて教会税を代行徴収してもらったり、あるいはさまざまな国家による助成を受けております。具体的には、伝統的大教会、すなわちプロテスタントとカトリックの教会は、公法上の社団としての地位を与えられております。それは、国教会というかたちではないにしろ、到底政教分離ではなく、むしろ国家と教会の制度的な結合関係の下にあり、その意味で、実に中途半端な関係であるとしかいよいがありません。無論国民のほとんどが、キリスト教会のメンバーである国家において、キリスト教会の優越的地位が制度的に保障され、また政策上も国家の教会に対する好意的態度が見られるることは、民主主義的正統性の観点からすれば当然といえば当然のですが、政教分離原則の下での宗教市場と比較した場合、きわめて奇異な世界がそこに展開しているといわざるをえません。

まず、ドイツの政教関係を取り上げることの意義を論ずるかたちで、最初に問題を限定したいと思います。非

常に大きなテーマなので、すべてを論することは到底私の手におえることはありませんので、ここで取り上げる問題を次の三つに限定してお話しします。まず第一にドイツの非常に特殊な癡着した政教関係は、西欧諸国において、非常に特殊な制度なのか、それともかなり一般的に見られる制度なのかという問題です。結論から言えれば、西欧においては、往々にして見られるところの形態であります。

次に、こうした政教半分離型国家は、いかにして、なぜ成立してきたのか。とりわけ、新旧両教派の伝統的な

大教会が、公法上の社団としての地位をいかなる事情によつて付与されたのかという問題に焦点をあててみていただきたいと思います。この問題が今日の報告の中心となります。

三番目に、今日急速にその教会員の減少、教会からの脱退者の増加、あるいは価値意識の変化が見られる中で、こうした国家によつて厚く保護された公教会的地位を今後も維持することは、果たして民主主義的な正統性をなお有するのか。あるいは結論から言えば、もはやそうし

## 1 西欧諸国における政教関係

た関係はとれど、いわば保護主義から政教分離の原則の下での自由主義へ転換せざるをえない日が遠からず来るであろうというのが、データをもとにして最後にお話ししたいことです。

西欧諸国における政教関係は、次の三つに分類でできます。「国教会型」、「政教分離型」、そして「半分離型」です。「半分離型」という言葉は日本ではありませんが、むしろ憲法学者たちは「中間型」というふうにいつております。実際そのほうが正しく、半分離といつても実質上はその分離の仕方にも強弱が多々あり、まさに中間としかいえないのですけれども、ただ、「中間型」というのは、その語単独としては意味をなさず、国教会型および政教分離型の真ん中というワンセットの中でしか意味をなさないので、とりあえずここでは便宜上、一語としても意味を持つところの「半分離型」類型という言葉を用いてお話ししたいと思います。

国教会ですけれども、実際は教会税も徴収しておらず、財政的援助もほとんど行なつておりません。そういう意味では、非常に形式的な国教会制度、実質的意味なき国教会制度といえるかと思います。イギリスには、イギリス聖公会のイングランド教会と並んで、歴史的事情から連合王国となつた時点で、長老派の最大教会であるところのスコットランド教会も国教会としての地位が認められています。

あと国教会型としてアイスランド・スウェーデン・デンマーク・ノルウェー・フィンランド・ギリシャがあります。特異なのは、フィンランドもまたイギリスと並んで二つの国教会を持つことです。ほとんどがプロテスタンントの住民なのですけれども、一時期ロシアに併合されていた事情もありまして、ロシア正教をも国教会としております。ただし、ここで述べましたところのスウェーデンは、一九八四年の憲法を審議する委員会において、政教分離の方向に向かつて歩みだしておりますが、今世紀中に実現されるかどうかはまだ不明です。スウェーデンの教会出席率は、異常なまでに低く、また、無

宗教者が一七%、無神論者が一一・七%もあり、国教会制度の国では著しく国教会員が少ない国です。

それから、一番目の類型としての「政教分離型」として四ヶ国ほどありますが、オランダが最も古くからで、次にフランス、ポルトガルが続き、アイルランドは一九七二年の国民投票からです。

「半分離型」のイタリア、オーストリア、スペイン、ドイツ、ベルギー、ルクセンブルクの六ヶ国は、各々国家の介入の仕方、あるいは助成の仕方に非常にばらつきがあるのですけれども、政治と宗教とが完全には分離していないとはいって、国教会という制度は廃止している国々です。イタリアは一九八五年に国教会制を廃止し、コンゴルダートすなわちバチカンとの政教条約を改訂しました。それから、オーストリアもかつては強力な国教会であったのですけれども、ドイツに併合されていたナチズム期に国教会制度から離脱しております。スペインは、フランコ政権が倒れた後で、スペインのカトリック教会はフランコ独裁政権を支える一翼でもあったものですから、フランコ政権の崩壊とともに、いわば国教としての

地位も失つてしましました。あとスイスは、連邦制であり、これはヨーロッパで最も早く連邦制を布いた国家なのですけれども、州によってばらばらで、三類型すべてがあります。

ちなみに、もっと西欧以外の国にまで視野を広げれば、国教制度を採用している国家は、一九八〇年段階においては百一カ国、分離体制をとっている国は九十二カ国だそうです。こうした西欧諸国の政教関係を見てみると、国教会型の国家も、実質的にはかなり教会の自主的な運営・自立を認めており、一応伝統的な理由で国家的助成を与えていたという事情がありますし、そして「政教分离型国家」もフランスや他の国々もまた決して敵対的な分離ではなく、むしろ友好的な協力関係というかたちで政教関係が営まれているといえるかと思います。「半分離型」に関しては、これからドイツを取り上げて述べますので、そこで詳しい考察を最後にやりたいと思います。以上、非常に簡単にまとめましたが、次に移させていただきます。

## 2 政教半分離型国家の成立過程

ドイツにおける政教関係というのは、領邦教会制度が非常に変貌を遂げつつ一九一八年まで存続してきたものですから、制度的な錯綜がすさまじいのですが、十九世纪以後のドイツにおける政教関係を簡単に述べれば、それは国家による教会支配の範から脱しようとすると、教会が国家権力からの解放をめざし自立化しようと、そういう歩みの歴史ととらえることができるかと思います。この過程を以下で述べたいと思います。

ドイツの領邦教会というのはつまり国家教会です。で、権力機構 (Machtanstalt) としての国家に救済機構 (Heilsanstalt) としての教会が組み込まれてしまつという特異な関係の下にありました。ここから教会が自立した地位を獲得するためにさまざまな変遷を経るのですが、それでも、最終的には大体十九世紀の終わりに、公法上の特権を得た団体というかたちで落ち着き、その後百年以上にわたつて今日に至るまで、若干の変動はありますですが、この制度は定着しております。恐るべきほどの継続性と

安定性を誇る制度であります。しかし、いじで疑問であるのは、國家権力から教会が解放されるというかたちにおいて最も純粹なたちは、いまだ政教分離の関係なわけですけれども、それが何故ドイツにおいては政教分離というかたちで落ち着くことなく、実に中途半端な「半分離型」という関係に辿りついたのかといふ」とであり、それがここでお話ししたい問題です。

いじでも結論を先取りして言いますならば、それは十九世紀において異常に宗派的対立が先鋭化したのですが、この対立を緩和し、新旧両教派が政治的・宗教的に共存していくための一つの妥協策であったといえると思います。当時においては、それが非常に有意義な制度であつたのですけれども、それが百年も続いた今も、果たして妥当なのかといふことについては最後に述べたいと思います。領邦教会制の成立から順繕りに話していくといいのですけれども、とても私の能力を超えますので、すぐさま十九世紀の後期絶対主義的な領邦教会体制の話しから始めさせていただきたいと思います。

十九世紀に至つても、ドイツにおいてはなお後期絶対

本来、領邦教会制においては、領邦教会の首長を領邦の君主が務めるといふのは、決して彼が国家の君主であるがゆえに教会の首長になるわけではなかつた。領邦教会初期の頃には、制度的には、領邦教会の首長としての君主の地位は、国家機関ではなく教会機関の首座だつたわけです。すなわち、領邦国家が有すると、このの Staatsgewalt (国家権力)に基づいて教会を領邦君主が支配していたのではなく、教会内の Kirchengewalt (教会権力) それ自身を首長が、領邦君主が持つていたことに基づいて教会統治を行なつておりました。すなわち、彼は国家における首長であると同時に教会の首長でもあります。一人にして二つの人格を兼ね備えている、一身一体とでもいいますか、そういう二重権力構造の Episkopalsystem の下での体制がスタートしたわけです。最初は、有名なアウグスブルクの和議の規定、つまり「住民はその地の領主の信仰に従う (cuius regio, eius religio)」という規定のように、領主の宗派と領民の宗派とが一致していたことに基づいて何の問題もなかつたのですけれども、いじの関係がだんだんと揺らいでくるわけです。

主義としかいひようがない国家による教会支配の体制が展開しておりました。とりわけ、ナポレオン戦争後の神圣ローマ帝国の解体に伴うドイツの領土・権力の再編過程において、カトリック教会が完全にその物質的基盤を失うわけです。プロテスタントの領邦教会だけではなく、Säkularisation (教会財産の没収) によって衰退したカトリック教会もまた完全に国家の従属下にあるといふ関係が、十九世紀においても展開しておりました。ただし、いじでは、ルター派を中心とする領邦教会の問題を中心にお話を進めたいと思います。

領邦教会というのは、いまだ領邦の君主が彼の領邦の教会の最高首長を兼ねるところ体制です。最初に Episkopalsystem (監督体制) から Territorialsystem (領土主権体制)への絶対主義期における転換についてお話しします。後者の Territorialsystem とは、領土の主権を有する者がその領土内において全ての高権 (Hoheit) を有する、すなわち、教会に対する高権、人民に対する高権を有するといふ非常に絶対主義的なシステムであります。

いじりで、一つ概念的な区別をちょっととしておきたいのですが、先ほど国家権力と教会権力といふ二つの分類をしたのですけれども、国家が教会に対して有する権力、それを教会高権と表現しております。正しくは、教会に対する国家高権と表現すべきなのですが、単に Kirchenhoheit (教会高権)と言います。それは、教会に関する事柄に対する国家の権力なのです。すなわち、教会の外的事柄にたいして影響を及ぼすといふの権力。それに對して Kirchenhoheit と區別された Kirchengewalt (教会権力) といふのは、教会内的事柄を決定する権利であり、あくまでもいじれは聖界権力。聖界といふのは Geistlichewelt、宗教界の権力、です。そして他方の教会高権は俗界の権力であり、いじの区別が、Episkopalsystem の時代には存続していました。

とはいっても、やはりいじでも権力 Anstalt は救済 Anstalt が結びつき、ほとんどの住民は Landesherr (領主) はいかなる権能に基づいて教会支配を行なつてゐるのかといふような区別は、もちろんできなかつたわけです。端的に言えば、教会は教会外的事柄においても教会内の

事柄においても完全に領邦君主の従属下にあつたといえ  
るかと思います。

しかし、一六一三年にホーエンツォレルン家のヨハン・ジギスムントがカルヴィニズムに改宗し、またハノーヴァー朝がルター派に改宗したりするという事態がおこって、領主と領民との宗派がくい違うという事がおきります。すなわち、宗派を異にする Landesherr の教会首長権というものは認められるのか否かという問題が生ずるのですけれども、これもアウグスブルクの和議にそれが認められるという規定があり、認められたのだそうです。また、プロイセンは後に領土の併合によつて複数の領邦教会をどんどんかかえて、最終的に帝国末期までにはルター派教会、カルヴィニズム教会、それから合同派教会の九つの領邦教会を抱えていました。

バイエルンはカトリックの国王ですけれども、このカトリックの国王もまたアウグスブルクの和議の規定に基づいて、福音主義教会の最高首長としての地位が認められており、バイエルン国王は帝政末期には、ライン右岸プロテスタント教会といふルター派教会と、ライン左岸

プロテスタント教会といふ合同派の教会の一いつの領邦教会の首長を、カトリックの君主でありながら務めておりました。ただし、教会統治権の所有者とその行使者とを区別するかたちで、実際の教会の統治は彼の官僚にあたらせていました。

こうした宗派を異にする領邦君主、ないしは宗派が混在する領邦の出現によって、従来の Episkopalsystem 監督制という体制が揺らぐのですけれども、この揺らぎ中で絶対主義期が開始したわけです。絶対主義期の君主権力というのは、まさにその名のとおり絶対的なものであり、些末な法律的な議論によつて彼の教会支配権がいかなる権利に基づくのかといったような議論をもはやすることはなく、単に国家権力によつて教会統治を行ない始めたわけです。すなわち、もはや Landesherr は二重の人格、教会の首長であると同時に国家の君主であるといふ二つの人格を兼ねるわけではなく、單にその領土の主権を有する Herr (支配者) として教会統治を行ない始めました。いじり、Territorialsystem と呼ばれる国家に対する教会の従属システムが完成したわけです。

むろん、この絶対主義期において注目すべきことは、かつては教会内的事柄を決定する権限、すなわち教会権力 *jsu in sacre* と、教会外的な、教会と世俗との関係を決定する権力であるところの教会高権 *jsu circa sacre* との区別があつたわけですけれども、この絶対主義期の領土主権体制においては、もはやその境界線がどこに引かれているのか、あるいは区別がそもそもあるのかがだんだん不明になつてきました。一応区別はあつたらしいのですけれども、いざれにしろその両者の境界線をどんに引くか自体が、君主の裁量に委ねられているといった状態が展開していったわけです。こうした教会統治のまったく非教会的な指導の下で、いうまでもなく教会生活・信仰生活の墮落は進展したわけです。教会は、もはや救済機構ではなく権力機構の一翼を担う、権力支配装置のひとつとして機能していたといわざるをえない状態が展開することになったわけです。

十九世紀に入つても、いまだにこの領土主権体制 (Territorialsystem) というのが繼續しておりまして、福音主義教会はそれ自身、法主体として認められていないか

つたわけです。国家の一組織としてしか存在できなかつたので、独立した法主体ではなかつた。またカトリック教会は、先ほど申しましたように物質的基盤を失い、カトリック住民がとくにプロイセン・バイエルン・オーストリアなどの国家においては、厳格な国家の後見・監督の下に服して生活を送るという状態が展開していくわけです。しかし、この頃からこうした国家教会体制に対する批判なしし攻撃というものが非常に増大しあじめて、また他方では、宗派間の対立が異常なまでに激化するようになりました。

十八世紀において、宗派の違いというものがほとんど人々の意識に上らなかつたのですけれども、先ほどいいましたように、神聖ローマ帝国を清算するために、聖界諸侯・聖界諸領地を世俗諸国のいづれかに併合する、そういうかたちで再編成を行なつたために、従来非常に完結的な宗派の集団であつた住民が、宗派的混在状況、ないしは宗派的混在国家の出現によつて、新旧両教派の住民の不斷に日常的な接触が始まつたわけです。

他方、聖界諸侯や聖界帝国都市の臣民であつたドイツ

人は、今や国家公民（ほとんどカトリックだったわけですが）としての地位を得ることによって政治的権利を得る。それによつて、政治的にいわば目覚めていったというわけです。無論、もうひとつの理由は、国際的な事情がありまして、カトリック教皇がこの頃から教皇中心主義的な非常に反動的なイデオロギーを宣伝はじめ、いわゆる政治的カトリシズムが跳梁してくる。ドイツにおいては、ロマン主義と結びついたようななかたちで Ultramontanismus（教皇中心主義）の勢力が台頭していくわけです。

また他方で、ドイツのいわば後期絶対主義的な閉塞状況の中で、自由主義勢力がより開放的な立憲主義体制の樹立をねらつて運動を開いてくる。さまざまな意味でドイツが政治化してくるわけですけれども、この頂点が三月革命であり、その成果がフランクフルト憲法草案です。そこでは、プロテスタント側のリベラルと保守勢力とが同盟し、他方において政治的カトリシズムのほうは、より左翼的・急進的なデモクラットと同盟するというか

たちで、最終的にはプロテスタントの保守、リベラルのブレーキにもかかわらず、カトリシズムとデモクラットが主導権を握つたかたちで、非常に自由主義的な憲法草案が成立しました。そこでは、国家のいかなる教会に対する後見・監督も否定され、さらに教会はもはや国家の領域ではなく社会の領域に位置付けられる。Vereinsrecht（結社法）のかたちで宗教団体を位置付けようとする、そういう非常にリベラルな憲法草案でした。

個人の信教の自由というものは早くからプロイセンの一般ラント法でも、またそれ以前から認められていたわけですけれども、教会のいわば団体自治とでもいへば、教会の宗教団体としての自律権をいかに確立していくのかという問題が、フランクフルト国民議会以後ほぼ三十年間にわたつて続くのです。フランクフルト国民議会では一応非常にリベラルなかたちでの憲法草案をみたのですが、それども、無論これは絵に描いた餅で、現実の復古と反動の政勢の荒波の中で、何の意味もなく消え去つていったわけです。

ただ、こうした変動状況の中で、プロイセンのいわゆ

る改定憲法というのが一八五〇年に制定されます。これもまた奇妙な憲法であり、実質的効力を有したのかどうかはわからないのですけれども、国家と教会の関係に関するかぎり、現行のボン基本法よりもはるかに進んだ、ほとんど政教分離を実現した、そうしたかたちでの規定をもりこんであります。無論、一度も実現されることもなく終わつたのですけれども、個人の信教の自由は無論、それから教会および宗教団体のまつたき自律・自由を認めまして、国家による教会高權（Kirchenhoheit）の廃絶、すなわちもはや国家と教会とは何らの関係をもたないといつたような、きわめて進歩的な内容をもりこんだ憲法が制定されたわけです。この当時は統一前でして、政治的じたがが続いており、おそらくいろいろな思惑があつてこういうかたちでの教会の自律権というものが認められていましたのではないかと思ひます。

こうして一應は、建前上は国家と教会の分離がプロイセン憲法においてなされたのですけれども、領邦君主自身は教会高權を決して手放そうとはしなかつたのです。実際にどのようななかたちでこれに対処したかといいます

と、従来教会を統治する官僚機構でありますところの Konsistorium（宗務庁）は、国家の官僚機構だったのですけれども、これを国家の官僚機構ではなくして、国王直属の国王の私的な官僚組織として、教会統治を継続するというかたちをとつたわけです。無論、私的な直属といつても実態上は従来通りほとんど公的官僚、国家公務員の地位と受けとめられておりました。

またカトリック勢力の側も、政治的動乱の中でのよくなかたちで将来のドイツ国家が建設されるのかわからぬわけで、いったいこれを眞面目にとって良いのかどうかわからなかつたわけです。プログラム規定なのかもしれとも実効性をもつのかということが見定められなかつたので、一度も実際に教会の国家からの解放・自立といふものを要求せずにドイツ統一へとなだれ込んでいったかたちになります。その後五〇年代に反動期が生じてさまざまな改定・改正が行なわれたり、とくに七〇年代に入つてカトリックとの文化闘争を展開するかたちで、このプロイセン憲法のリベラルな諸規定はすべて改定されました。とはいえ、いろいろ改定されたにしろ一應は一

九一八年まで存続した規定でございます。

大分話がぐちやぐちやして恐縮なのですが、一八七〇年以後、ビスマルクが開始しました文化闘争に移ります。それは、いうまでもなく文化のための闘争ということでした。つまり、ローマ教皇の近代に対する闘争ともいって、べき誤謬表、あらゆる近代精神を否定しそれを信奉する者を破門すると脅したところの誤謬表、そして教皇不可謬説は、ドイツのプロテスタンント的文化を否定し危うくするものであるという理由で、始められた闘争でした。最初はリベラルなプロテスタンントもこの闘争に賛同して、いたわけです。文化闘争という言葉自体は、進歩党のフイルヒョウがドイツにおいては初めて使ったわけです。もつとも最初に言葉がでてきたのは、もつと前の話でスイスにおいてであります。誤謬表と教皇不可謬説を認めない司教をスイスのカトリック教会が破門したのです。スイス国家がその破門を取り消すようにといつても教会側がいうことを聞かなかつたのですから、ローマとの緊張関係が始まつたのです。その後、ドイツでも教皇不可謬説・誤謬表をめぐつて、さらにはドイツ帝国のなか

に抱え込んだカトリックのボーランド国民、あるいは新たに編入したアルザス・ロレーヌのカトリック住民、その背後にいるところのカトリック国家であるフランス、さらにローマ教皇庁、これらの敵対勢力によつてドイツの統一が危うくされるのではないかという危惧から、ドイツ国内におけるカトリック勢力の政治的な力を削いでしまおうという思惑で、ビスマルクが始めたものです。具体的には、教会を再び国家が完全にコントロールしようとする、すなわち教会の人事、それから神父になるための資格試験、すなわち人事権・任命権にまで手を染める、あるいはさらには教壇における説教内容の制限（講壇条令）を施行する。これは最後まで文化闘争終了後も残つたのですけれども、イエズス会修道会を追放する。さらには当時出生等の、日本でいえば戸籍にあたるものすべて教会が管理していたわけです。そして結婚もまたそうだったのですけれども、ビスマルクが強制的な民事婚を法制化してカトリック教会にのませていくというようななかたちで意地悪をさんざんするのです。しかし、どうやつても勝てなかつたのです。いじめればいじめる

ほどかトリック側の結束が高まって、ドイツ帝国議会選挙でもカトリック側の中央党が議席を増大させていく。やがてこれを打倒することをあきらめて、今度は敵をして、七八年以後はほとんどの反カトリック条令を廃棄していきます。闘争期間よりもローマ教皇庁との調停期間のほうが長く、闘争は八年、調停には十年かかるといふ結果になつたのです。

でもいうべき体制も、この文化闘争終了後に始動してまいりました。すなわち、従来、上からの宗務厅による監督支配によって営まっていた領邦教会の教会生活が、ひとつには個別教会においては長老制、さらにより上位のプロヴァンツおよびラントにおける Synode（代議制的な代表者決議機関ですが、教会会議と一般には訳されています）の制度、つまり住民自治組織のようなものも、教会の団体自治の事実上の認可とともに機を一にして導入されてまいります。この長老派制、それから教会会議制という代議制的な組織というのは、従来カルヴァニズムにおいて特徴的な制度でした。後に一九一八年に国教会体制としての領邦教会が崩壊します。首長たる国王は国外に逃げ教会の頂点がいなくなるのですけれども、その際に危機的な事態をのりきって、なおかつドイツの福音主義教会が存続したのは、この住民自治制度ともいいくべき Synode の制度の導入による所も大きかったかと思いま

結局この結果何が生じたのかというと、一応国家の教会に対する監督権・教会高権というものは維持しながらも、かなり緩やかなかたちで教会の自律権・団体自治の権利を認めていく方向に事実上変化していくわけです。カトリックに関してはもう大幅にそうでしたけれども、プロテstantに關しても闘争過程で真っ先に脱落するものがリベラルなプロテstantだったわけで、こうした状況を前にして、事実上教会的ことがらに手出ししないという方向に転換していきます。また他方で、教会の自律権・団体自治と並んで、教会内部の住民自治と

ワイメール憲法上におこなはるいじハントを越えて  
ドイツ全体の DEK (Deutsche Evangelische Kirche) ドイ

ソ福音主義教会という全体組織が初めてできますと、ハレも従来の宗務庁という官僚行政機構は残してはいるのですけれども、それに加えて各教会からの代表者を順繰り上にあげていて、それがいわば君主制的な統治に代えて共和制的な統治という制度的装置が作られたわけです。Synode 制は、首長なき領邦教会が存続するためには効的に働いた制度であるといえるかと思います。

次に、Wilhelm Karl とワイマール憲法の関係に移ります。当時ベルリン大学の国法学および教会法の教授でありました Wilhelm Karl は、十九世紀末から今日にいたるまで続くところのドイツの特殊な半分離型政教関係というものを初めて法學的に基礎づけた学者でした。やがて彼自身がワイマール憲法制定国民会議の議員としてワイマール憲法一三六条以下の規定を作り上げていくのですけれども、*Lehrsystem des Kirchenrechts und Kirchenpolitik* 「教会法および教会政策の教義体系」という浩瀚な著作を出しまして、そこでワイマール憲法に導入されたすべての思想を繰り広げているわけです。実際、文化闘争後ドイツにおいて展開した状況をふまえたうえ

公法上の団体であった」というのは、別にこれは公法上の団体として認定されていたものがあったわけではないのです。どこにもそういう規定はない。プロイセン憲法においては、たしかに *Korporationsrecht* を持つた団体とそれを持たない団体（権利能力を持たない団体と持つ団体とも表現されていますけれども）という規定は一応あつたのですけれども、領邦教会というのは国家教会ですので、事実上それが公法上の団体であり、国家の一翼を担うそういう団体だった。それからカトリック教会もまた文化闘争終了後、ローマ教皇庁との協議において大幅にその権利を認めていくというかたちで文化闘争が終結しましたので、これも事実上公法上の団体として認められました。

つまり、「従来、公法上の団体であった」宗教団体とは、ワイマール憲法以前からある新旧両派教会のことなのですけれども、これも一八九四年にカールがはじめて展開した議論であります。カールは、国家による教会高権だけは放棄しようとしませんでした。それはなぜかといいますと、彼はまず、非常に先鋭化したカトリックとプロ

で、新たな教会法的理論をカールは打ち立てました。この教会が存在するしないは別にして、それ以降はすでに、一八九〇年代に成立した政教関係が存続してきたといえるかと思います。実際、教会税の徵収制度というものも文化闘争後にはじめて法的にはドイツ各州において導入された制度です。ワイマール憲法一三七条の第五項「宗教団体は、従来公法上の団体であったかぎり公法上の団体として存続する」というのが第一の宗教団体の類型です。他の宗教団体は数とか規則で存続の保証が与えられる場合には、申請に基づいて公法上の団体としての資格を取得するわけです。これがワイマール憲法の規定する宗教団体の第二類型です。第三類型は単なる民法上の団体として認められる（第五項）ものです。

この三類型でワイマール憲法は宗教団体を分類しているわけですけれども、ハのような分類を初めて行なったのが Wilhelm Karl であります。なぜ彼はこのような政教関係をうちだしたのかを考察したいと思います。彼自身は Nationalliberal (国民自由党) でありドイツ帝国を支持する立場の人間であった。一三七条五項の「従来

テスタンントの宗派対立を緩和し、平和共存させるためには、まず第一に、二つの新旧両派教会に公教会的な諸権利を付与する、同等の地位を与えて保護するのだと、かたちで解決を試みる、この対立の沈静化をはかるとした。しかし他方でまた、国民自由党員としてカトリックを彼は十分に信頼することができなかつたのです。政治的カトリシズム・中央党員、この連中はドイツ国家に対する忠誠だけではなく、トランス・ナショナルな忠誠心をもつてゐる。すなわち、ローマ教皇に対する、トランスナショナル・ロイヤリティーというものは、結局ドイツ国家に対するイル・ロイヤリティーではないかという嫌疑が懸けられていたわけです。この嫌疑が晴れるのにはずいぶん時間がかかったのですから、このトランスナショナルなロイヤリティーを持つ集團に対しては、やはり国家が監督し、何らかの後見をする必要がある。政治的カトリシズムと妥協しつつも、なおかつ国家的論理を貫くというかたちで Wilhelm Karl は「教会法論」を展開したわけです。

国家と教会との事実上存在していた関係を法的に定式

化する作業を、まずは著作のうえで、次には憲法制定国民会議のうえでカールは果たしました。このことは、ドイツにおいてもほとんど知られておらず、最近の研究ではじめてわかったことです。

この半分離型国家というのはそういう妥協と国家理性との兼ね合いで十九世紀末に事實上導入が図られました。ワイマール憲法制定過程においても、ワイマール連合を担いました一翼であるドイツ社会民主党は、当初は完全な政教分離を主張しますが、ドイツ民主党と中央党とで三派連合を形成していたので、この三派の折り合いのなかで結局は、從来事實上規範的に打倒してきた関係が法的に確立される。すなわち Wilhelm Karl の理論どおりの条文を彼の主導のもとに憲法に取り込んだわけです。

宗派の対立を緩和し平和的に共存する方向を探るためには、実に中途半端な、政教分離に行き着かないかたちで決着をみたこの制度は、ドイツの十九世紀末からワイマール期にかけての状況の下においては、宗派的および階級的さらに地域的ともまさに社会的亀裂が走っています。

Integration)、positive ではない negative な統合を試みた。ビスマルクは、天才政治家だったわけですけれども、にもかかわらずそれは結局成功しなかった。

それに対して、この新旧両派教会に公教会的な特権を付与するという半分離型体制というのは、政教分離体制に比べて実にいい加減な感じがするのですけれども、ドイツの歴史に照らしてみれば、ビスマルクの統合戦略よりも、はるかに効果的な統合機能を担うことができたのだと思います。

### 3 現行制度の現状と将来

採用しました。これも政治勢力間の妥協でスタートしたわけです。

たドイツ社会を、少なくとも宗派的および政治的に統合していると国内は固まるわけです。やがて、戦争しなくてすむような帝国統一がかなつたあとでは、なおかつ國內がぐちやぐちやしていく、かつ外に敵がない。それゆえ、ビスマルクは、国内に敵を見いだして、すなわち Reichsfeinde (帝国の敵) という内敵を見いだして、それをスケープゴートに祭り上げる。彼は、内敵を叩くことによって、それ以外のもののネガティブな統合を成し遂げるという戦略をうつたわけです。最初はカトリック、次にSPDというマイノリティーを叩くことによって、それ以外の複数の集団を統合して固めていこうという戦略です。この本来的な統合ではない、すなわち真に同権的で公平な政策の実施や富の再分配等を通じて国民を融和するかたちではなく、実に姑息な Reichsfeinde とうう、国内に敵を見いだして二次的統合 (Secondary

最後に、ボン基本法以後の話に移ります。ボン基本法においてもこのワイマール憲法の条文がそのまま導入されます。最初は、そもそも基本法 (Grundgesetz) という名称に表されていますように、暫定的な國家の根本法なのだというつもりがありましたので、この政教関係に関しても暫定的に、最初に三条・四条で、法の前の平等・信教の自由等の人権保障をしておいて、組織としての教会に対する制度的保障は十九世紀以来の規定をそのまま

たドイツ社会を、少なくとも宗派的および政治的に統合するうえで、非常に貴重なといいますか効果的な役割を果たしたと思います。ドイツを統合することは非常に困難だったのですが、ビスマルクの場合には、最初統一するまではあちこち戦争していたものですから、外で戦争していると国内は固まるわけです。やがて、戦争しなくてすむような帝国統一がかなつたあとでは、なおかつ國內がぐちやぐちやしていく、かつ外に敵がない。それゆえ、ビスマルクは、国内に敵を見いだして、すなわち Reichsfeinde (帝国の敵) という内敵を見いだして、それをスケープゴートに祭り上げる。彼は、内敵を叩くことによって、それ以外のもののネガティブな統合を成し遂げるという戦略をうつたわけです。最初はカトリック、次にSPDというマイノリティーを叩くことによって、それ以外の複数の集団を統合して固めていこうという戦略です。この本来的な統合ではない、すなわち真に同権的で公平な政策の実施や富の再分配等を通じて国民を融和するかたちではなく、実に姑息な Reichsfeinde とうう、国内に敵を見いだして二次的統合 (Secondary

それなりに意味があつたわけです。democraticな正統性を有していたのだと思います。おそらく九五%以上の人に特権を付与することになりますので、ほとんど全員に付与された特権は特権ではないですからそれほど問題はなかった。しかし、五割を切った国民に對して特権を付与することは、明らかに憲法第三条の三項「何人も、その性別、門地、種族、言語、故郷および家系、その信仰、宗教的または政治的見解によつて、不利益をうけ、または、特権をうけてはならない。」という、一四〇条の制度的保障の条文よりも優越する規定と抵触する事態をむかえざるをえない。

そうすると、どうしても現在の、これまでの歴史においては十分有効な役割を果たしてきたところの「公法上の社団」という教会の地位も、この三条の規定との関係で、やがてそれを放棄して、すべて国家との制度的な結合関係を断ち切つて、国家領域からむしろ社会領域へ、社会領域における多くの団体のひとつとしてしか存続することが不可能な状況をやがて迎えるのではないかと思ひます。いふなれば、〈保護主義〉的な体制から、ピーター・L・バーガーが描きだすところの「自由主義」的

自由献金制度、アメリカの教会のスタイルですが、それにしたほうが良いというのが、八〇年には三五%だったのですけれども、九二年においては六四%まで増大しています。ドイツ統一後は、カトリック教会員に所属するものがまた再びマイノリティーに転じました。言うまでもなく、東ドイツは非キリスト教的であったとはいへやはりプロテスタンントの牙城のプロイセンの地なものですから、トータルでいくとプロテスタンントが増えたのです。(かつて、八〇年代にプロテスタンントとカトリックの比率が逆転して初めてドイツにおいてカトリックが優勢な国になつたというので話題を呼びました。)

それからプロテstanント教会では九二年以降、洗礼を受けるものよりも途中でやめていく脱退者のほうが多い。さらに高齢者はどんどん死んでいきますので、すさまじい勢いで減つてゐるのです。戦後のドイツを戦争直後から現在に至るまでとばして述べたのですけれども、実は戦後西ドイツといふのは、六〇年代末から七〇年代の初頭において明らかに変貌を遂げたのです。奇跡の経済復興といわれる高度成長から低成長へ転換し、インゲ

ター・L・バーガーが描きだすところの「自由主義」的宗教市場体制に二十一世紀の頃には移行せざるをえないのではないか。それはいま推論なのですが、憲法条項と実際に教会員の動向とを考えた際に、そう結論せざるをえません。

さらにもた、教会税の規定に関しても問題があります。シュピーゲルの一九九一年のアンケートでは、教会税があまりにも高すぎるといふふうに答えた国民が、旧西独地域の住民ですけれども、四二%、いくぶん高すぎるが三一%，ちょうど良いが二七%。つまり、七三%の住民はちょっと取られすぎであると答えています。

教会員は、教会税として、所得税の七一八%を課税されています。九五年に看護介護料でしたか、社会保険料を引き上げたのですが、この引き上げ額が教会税額とちょうど同じ位だったので、またどーんと九五年一月以降脱退者が増えているそうです。とくに若い者を中心にして、教会税を払いたくない。払わないためには教会員であることやめれば良いわけです。こうして、脱退者が増えているという状況です。

ルハートがいうところの「静かな革命」というものがこの時期に起きたのです。

教会にまつたく行かない人間が急増し、奇跡の経済復興を成し遂げた時代の、とにかく勤労意欲に燃えていた人びとがだんだん少なくなる。脱物質主義的価値観が蔓延し、政治的関心が高まり、自立を望む人間が増える。教会にまつたく行かなくなる人間が増えるとともにintrinsic Arbeitsmotivation(内在的な勤労動機)が低下するのです。つまり、まつたく教会に行かないものが増えるのと軌を一にして、働くことと人生の生きがいを見いだすものも減つてくる。教会脱退率というデータで特徴的なのは、戦後の奇跡の経済復興期に、教会の奇跡的復興がまたあつたということなのです。七〇年代以降は、ポスト産業社会の進展とともに、再び第一次世界大戦後の脱退者が増大した古典的近代ともいべきワーマール期、それからナチズム期の状況に回帰している。脱退率から見るかぎり、むしろ戦争直後から六〇年代末までの異常なキリスト教熱のほうが例外だったといえる

脱退率というのは、奇跡の復興期以前の状態に回帰しているとしかいいようがないと思います。ただ、無論東ドイツの編入によって動乱が激しいので数値がここのこところぐんと上がっていますけれども、大体これが〇・九%前後のところに落ち着いたかたちで推移していくのではないかと思います。

では、何故こうした戦争直後、経済復興期に教会の奇跡的復興もおきたのかといいますと、それは戦後の日本を考えてみても、あるいはソ連崩壊後のロシアを考えても同じなのですが、ナチ体制が崩壊したあとで、ド

イツでは巨大な精神的真空というものに直面したわけです。その時、なおかつ精神的・道徳的権威を失わずに傷つかずに戦後も存在していたのは、プロテスタンントとカトリックの両教会だけだったわけです。すなわち、少数者にすぎなかつたにしろ、ナチ期に抵抗者と殉教者を出した。ほとんど圧倒的多数は順応していたわけですから。でも、教会はそれを資産にして戦後頑張ったわけです。

国家的な諸制度・全国ネットワークを持つ組織が、ナチの崩壊とともに破壊されたわけですけれども、唯一奇跡

的に生き延びて全国ネットワークを持つ組織が教会だったわけです。制度的にも精神的にも、ドイツ国民の唯一の戦後の拠り所が教会であったという事情が、戦後直後から六〇年代末までの教会ルネサンス状況を説明できるのではないかと思います。当時は、ドイツ神学がキリスト教界を席巻しドイツ神学のヘゲモニーの状態だったわけですけれども、ちょうど七〇年以後は、ドイツ神学がキリスト教界におけるヘゲモニーの地位から転落するというのも、パラレルな現象として生じているのではないかなと思います。

(ほしの おさむ・山形大学助教授)